

## 各部会担当委員及び審議事項（案）

（委員名は五十音順）

部会名	委員名	審議事項
第一部会	荒木委員 小谷委員 島尾委員 丸山委員	○ 審査請求事案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副首都推進局</li> <li>・ 政策企画部</li> <li>・ 総務部</li> <li>・ 財務部</li> <li>・ 府民文化部</li> <li>・ I R 推進局</li> <li>・ 健康医療部</li> <li>・ 商工労働部</li> <li>・ 会計局</li> <li>・ 教育庁</li> <li>・ 選挙管理委員会</li> <li>・ 人事委員会</li> <li>・ 労働委員会</li> </ul> ○ 条例の運用に関する事項
第二部会	井上委員 魚住委員 春名委員 正木委員	○ 審査請求事案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉部</li> <li>・ 環境農林水産部</li> <li>・ 都市整備部</li> <li>・ 大阪港湾局</li> <li>・ 住宅まちづくり部</li> <li>・ 監査委員</li> <li>・ 収用委員会</li> <li>・ 海区漁業調整委員会</li> <li>・ 内水面漁場管理委員会</li> <li>・ 公安委員会</li> <li>・ 警察本部</li> <li>・ 独立行政法人及び公社</li> </ul>

ただし、審査請求事案について、上記担当部局にかかわらず、一方の部会に審議案件が集中している場合や複数部局に亘る審査請求事案により集合審議が必要な場合などにおいては、両部会長が協議の上、担当する部会を変更する。

また、条例の運用に関する事項について、会長が必要と認める場合は、全体会議又は各部会において審議を行う。なお、各部会で審議を行った場合、各部会長は審議内容を会長に報告し、会長はこれを受けて答申案について各部会長を通じて各部会の議決を求める。